

# 北九州市立沼中学校父母教師会

## 規約・規程集

### 目次

#### 1 沼中学校父母教師会規約

昭和49年 6月30日施行 / 令和 5年 5月 2日最終施行

#### 2 沼中学校父母教師会組織図

#### 3 沼中学校父母教師会役員・会計監査選出規程

昭和51年 5月 9日施行 / 令和 4年 5月 6日最終施行

#### 4 沼中学校父母教師会慶弔に関する規程

昭和57年 5月 8日施行 / 令和 4年 5月 6日最終施行

#### 5 沼中学校父母教師会部活動特別会計規約

平成28年 4月23日施行 / 令和 3年 4月30日最終施行

#### 6 沼中学校父母教師会売店事業管理運営規約

令和 2年 5月19日施行

# 北九州市立沼中学校父母教師会規約

(名称)

第1条 この会は、北九州市立沼中学校父母教師会と呼び、事務局を沼中学校に置きます。

(目的)

第2条 この会は、生徒の幸福と健全な成長を図るために、憲法、教育基本法の内容に沿って、保護者と教職員が協力し、学校・家庭・社会における教育条件の改善、充実に努めることを目的とします。

(方針)

第3条 この会は、保護者と教職員で組織される自主的な任意団体で、この会の目的を達するために次の方針を守ります。

- (1) 学校教育について協力し、地域との交流を盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め、会員の総意を集めて活動します。
- (2) 学校や校区内の教育的環境を整備、改善するために努力します。
- (3) 会員の知識、教養を高めるために研修に努めます。
- (4) この会と目的を同じくする他の諸団体や機関と協力します。但し、特定の政党・団体・宗教・営利企業に対し、これを支持したり、反対したりしません。
- (5) 学校の管理運営、教職員等の人事には干渉しません。また、この会はいかなるものからも干渉を受けません。
- (6) その他、この会の目的を果たすために必要な活動を行います。

(会員)

第4条 この会は、本校生徒の保護者と教職員とにより構成され、すべて平等の権利と義務を持ちます。

(会計)

第5条 この会の経費は、会費その他の収入を以って充てます。

(会費)

第6条 会費は世帯数とし、総会で決定します。

(会計年度)

第7条 この会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わります。

(役員及び会計監査・顧問)

第8条 この会の役員及び会計監査・顧問は次の通りとします。

- (1) 会長・・・1名(P)
- (2) 副会長・・・若干名(P)
- (3) 書記・・・3名程度(P2名程度・T1名)
- (4) 会計・・・3名程度(P2名程度・T1名)
- (5) 会計監査・・・3名程度(P2名程度・T1名)
- (6) 顧問・・・若干名(会長が必要と認めた場合に限り、会長及び副会長経験者の中より指名して、運営委員会で承認されたもの)

(役員及び会計監査・顧問の任期)

第9条 役員及び会計監査・顧問の任期は1年とし、兼任は認めません。

(役員及び会計監査・顧問の任務)

第10条 役員及び会計監査・顧問の任務は次の通りとします。

- (1) ① 会長は、会を代表し、会の執行・財産の管理など一切の責任を負います。
- ② 会長は、各種の会に出席し、意見を述べることができます。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその代理を務めます。
- (3) 書記は、諸種の企画や日常会務の処理・記録の保管などを行います。
- (4) 会計は、会計事務を処理します。
- (5) 役員は、必要に応じて各専門委員会の活動について助言します。
- (6) 会計監査は、その年度の会計監査をし、その結果を総会に報告します。また、必要に応じて会計監査は運営委員会に出席し、意見を述べるすることができます。
- (7) 顧問は、会長の要請に基づき会の執行を補佐し、助言します。

(役員及び会計監査の選出)

第11条 役員及び会計監査の選出は別に定めます。

(機関)

第12条 この会に次の機関を置きます。

- (1) 総会
- (2) 委員総会
- (3) 運営委員会
- (4) 役員会
- (5) 委員会

(総会)

第13条 定期総会は、本会の最高議決機関であり、毎年度当初に会長がこれを招集します。

- 2 運営委員会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上の要請があったとき、会長は1ヶ月以内に臨時総会を開かなければなりません。
- 3 総会の目的、場所、議題は5日前までに通知します。
- 4 総会の成立定数は会員の3分の1以上とし、委任状を認めます。議決は出席者の過半数の同意を必要とします。議長は互選によります。
- 5 定期総会には、それぞれ次の事項が行われます。
  - (1) 前年度事業並びに決算報告の審議承認
  - (2) 役員・会計監査の承認および就任
  - (3) 新年度事業の計画及び予算の審議決定
  - (4) その他重要事項の審議決定

(委員総会)

第14条 委員総会は、総会に次ぐ議決機関であり、毎年度当初に会長がこれを招集します。

- 2 委員総会は、役員・各専門委員会を以って構成し、緊急重要事項の審議・決定に関して総会開催が困難な場合に開かれ、構成人員の2分の1以上で成立し、委任状を認めます。議

決権は出席者の過半数の同意を必要とします。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、この会の運営機関であり、役員及び各委員会の委員長で構成し、会長がこれを招集します。

2 運営委員会は、会の運営の必要な事項について審議し、これを処理します。

3 運営委員会は、学校行事等を考慮し、必要に応じて開催し、構成人員の2分の1以上の出席によって成立とします。

(役員会)

第16条 役員会は、役員及び校長・教頭で構成され、緊急事項を処理し、必要に応じて各委員長の出席を求めることができます。

(委員会)

第17条 この会の活動の基礎は、学校活動及び地域活動であり、この活動を円滑に行うため、次の委員会を置きます。また、その他運営委員会が必要と認めた委員会を置くことができます。

- (1) 学年委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 成人教育委員会
- (4) 地域推進委員会
- (5) 父親委員会

(委員会の任務)

第18条 各委員会の任務は次の通りとします。

(1) 学年委員会

学年委員会は、生徒の学習成果の向上に協力し、会員相互の学習の場としてこの会の企画・運営にあたります。

(2) 広報委員会

広報委員会は、会の諸活動を正しく会員へ知らせるため、機関誌の発行はじめ、必要な広報活動を行います

(3) 成人教育委員会

- ① 成人教育委員会は、研修活動を通じて、会員の知識・教養の向上を図ります。
- ② 成人教育委員会は、家庭教育学級の運営と、研修の充実に努めます。
- ③ 成人教育委員会は、地域の人権教育の推進に努めます。

(4) 地域推進委員会

- ① 地域推進委員会は、地域における会員相互の親睦と理解を図るため、この会の企画・運営にあたります。
- ② 地域推進委員会は、生徒の交通事故防止ならびに非行防止に努めます。

(5) 父親委員会

父親委員会は、生徒の健全育成と、会員相互の交流を図ります。

(校長)

第19条 校長又は教頭は、学校運営に会の活動が関係する場合、各種の会に出席して意見を述べ、相互の調整に当たることができます。

(役員・会計監査及び委員の補充)

第20条 役員・会計監査及び各委員に欠員が生じた場合は、必要に応じてこれを補充し、前任者の残務期間を任期とします。

(父母教師会関係書類の閲覧)

第21条 事務局は、会員名簿・規約・会計簿・領収証綴・各種記録簿を備えておき、会員はPTA役員の立会いの下、必要に応じてそれを閲覧することができます。

(売店)

第22条 売店事業は、父母教師会が管理運営を行います。売店の管理運営に関する事項は、別に定めます。

2 売店事業の運営資金は、独立した売店の収益で運営します。

3 売店事業の収益は、売店が積み立てておき、沼中学校父母教師会の役員会及び運営委員会の承認を得て、周年行事等の学校行事で生徒に還元することとします。

(規約の改廃)

第23条 この規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。また、会の運営についての必要細則は、規約に反していない限り、運営委員会で定めることができます。

(規約の発効)

第24条 この規約は、昭和49年6月30日から施行します。

付則 この規約は、昭和51年 5月 9日から施行します。

この規約は、昭和53年 5月14日から施行します。

この規約は、昭和54年 5月13日から施行します。

この規約は、昭和55年 5月10日から施行します。

この規約は、昭和57年 5月 7日から施行します。

この規約は、昭和58年 4月30日から施行します。

この規約は、平成 7年 4月24日から施行します。

この規約は、平成11年 4月17日から施行します。

この規約は、平成21年 4月24日から施行します。

この規約は、平成23年 4月22日から施行します。

この規約は、平成25年 4月19日から施行します。

この規約は、平成26年 4月19日から施行します。

この規約は、平成28年 4月23日から施行します。

この規約は、平成29年 4月15日から施行します。

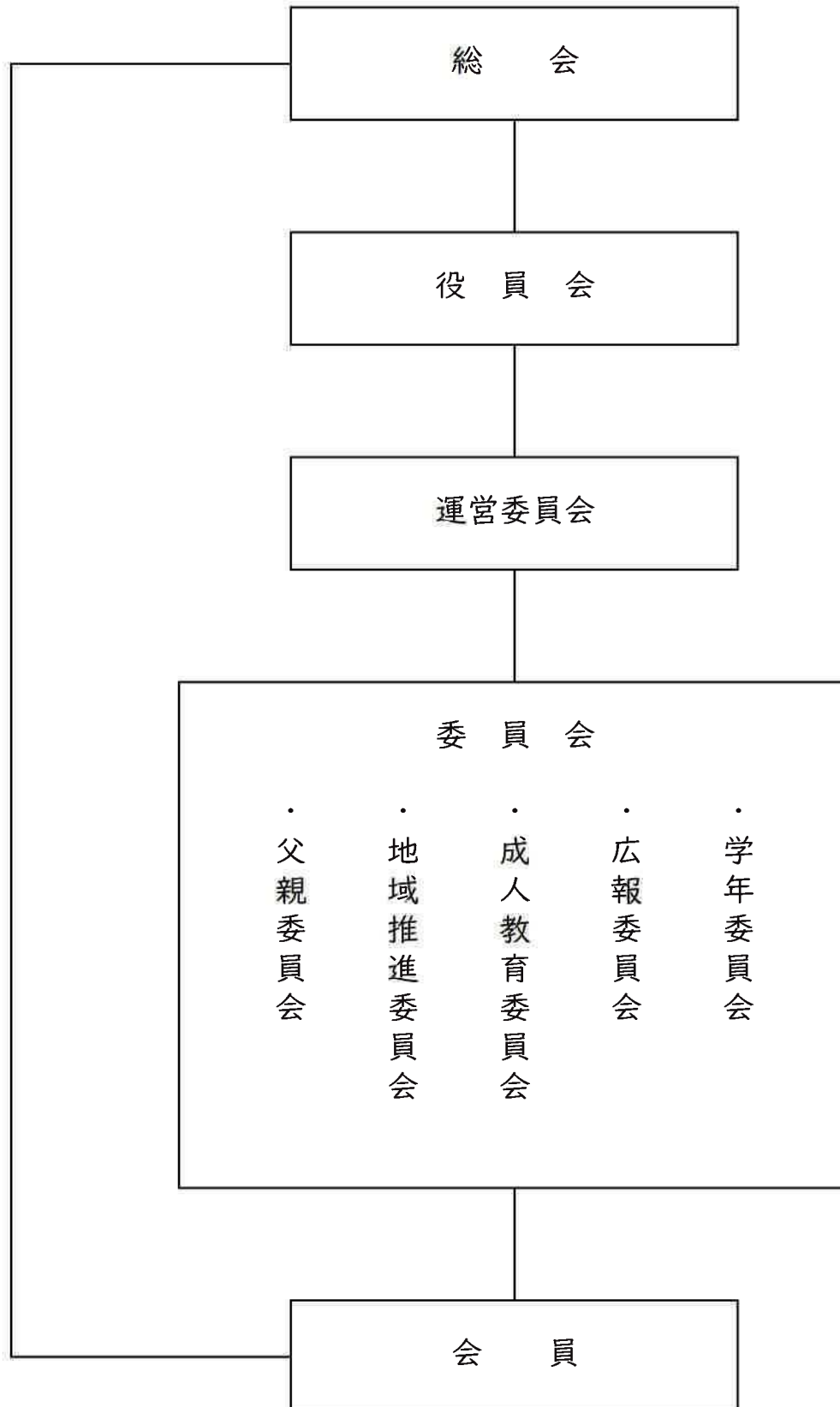
この規約は、平成30年 4月21日から施行します。

この規約は、令和 2年 5月19日から施行します。

この規約は、令和 4年 5月 6日から施行します。

この規約は、令和 5年 5月 2日から施行します。

# 父母教師会組織図



# 北九州市立沼中学校父母教師会

## 役員・会計監査選出規程

第1条 「北九州市立沼中学校父母教師会規約」第11条に基づき、役員・会計監査候補選出のための委員会を設置し、これを選出委員会と呼びます。

第2条 選出委員会の構成

- (1) 選出委員会は、毎年12月までに発足し、役員・会計監査選出終了とともに解散します。
- (2) 役員及び会計監査 若干名 学年委員 3名 教職員 5名
- (3) 次年度役員候補となるものは、選出委員会に入ることはできません。

第3条 選出委員会は、次の諸事項を行います。

- (1) 選出すべき役員・会計監査候補の選出方法、立候補者の届け出期日を定めたアンケート用紙を、選出委員会発足後、直ちに全会員に配布します。
- (2) その他選出に係る事項は、選出委員会において協議決定します。

第4条 役員・会計監査の決定について

選出委員会で選出された役員・会計監査候補者は、総会の承認をもって決定する。

第5条 教職員の役員・会計監査については、教職員に一任します。

第6条 本規程の改廃は「北九州市立沼中学校父母教師会規約」第23条を準用します

- 付則 この規程は、昭和51年 5月 9日から施行します。  
この規程は、昭和53年 5月14日から施行します。  
この規程は、昭和57年 5月 8日から施行します。  
この規程は、平成10年 4月18日から施行します。  
この規程は、平成11年 4月17日から施行します。  
この規程は、平成21年 4月24日から施行します。  
この規程は、平成28年 4月23日から施行します。  
この規程は、平成29年 4月15日から施行します。  
この規程は、平成30年 4月21日から施行します。  
この規程は、平成31年 4月20日から施行します。  
この規程は、令和 2年 5月19日から施行します。  
この規程は、令和 4年 5月 6日から施行します。

# 北九州市立沼中学校父母教師会

## 慶弔に関する規程

第1条 この規程は、沼中学校父母教師会会員の、慶事・弔事及び父母教師会活動支援者の弔事に対して適用する。

第2条 この規程でいう慶事・弔事とは、次の場合をいう。

- (1) 会員のPTA主催行事での事故等
- (2) 会員及び生徒又は父母教師会活動支援者の死亡
- (3) 会員の住居が火災等の災害を被った場合
- (4) その他、会長・副会長と学校長が協議の上、必要と認めた場合

第3条 この規程の慶事・弔事での詳細は、下記に定めるものとする。

- (1) 会員のPTA主催行事での事故等の場合 見舞金 5,000 円
- (2) ア. 会員及び生徒の死亡の場合 弔電または香典 5,000 円  
イ. 父母教師会活動支援者が死亡の場合 弔電または香典 5,000 円
- (3) 会員の住居が火災等の災害により被害を被った場合 見舞金 5,000 円
- (4) その他、会長・副会長と学校長が協議の上、必要と認めた場合

※香華料を伴う葬儀通夜への会葬は、会長または役員とする。

※電報を打つ場合、または供花をする際は教頭に依頼し、後日精算する。

※電報の差出人は「沼中学校父母教師会 会長名」とする

第4条 不慮の災害により、会員が被害を受けた場合は、運営委員会で協議する。但し、緊急の場合は役員会において処理し、速やかに運営委員会に報告するものとする。

第5条 前各条によるほか、特に必要な場合は、運営委員会で協議して決めることができる。

第6条 この規程の改廃は、運営委員会において行う。

付則 この規程は、昭和57年 5月 8日から施行します。

この規程は、平成11年 4月17日から施行します。

この規程は、平成24年 4月21日から施行します。

この規程は、平成25年 4月19日から施行します。

この規程は、平成26年 4月19日から施行します。

この規程は、平成27年 4月25日から施行します。

この規程は、平成30年 4月21日から施行します。

この規程は、令和 4年 5月 6日から施行します。



# 北九州市立沼中学校父母教師会

## 部活動特別会計規約

### 第1条

本校部活動の活性化を図り、予算執行に於いて円滑な部活動運営がなされるよう、生徒会費（校納金）・部活動振興費（市費）・部活動特別会計（PTA会費）を予算とし、部活動を行うものとする。

### 第2条

部活動特別会計についてはPTA会長が統括し、PTA役員及び運営委員会の承認を得て執行する。

※生徒会費及び部活動振興費に於いては学校が管轄し、年度当初に校長・教頭・部活動担当者・県費事務・市費事務によって予算案を立て執行するものとする。（別紙 学校部活動予算規約）

### 第3条

予算源は、平成28年度に廃止した部活動講演会費の繰越金及びPTA会費より年間70,000円の積立を以って財源とする。

### 第4条

部活動特別会計は、中体連主催・中文連主催の県大会及び九州大会並びに全国大会の必要経費の一部補助を行うものとする。但し、金額については学校からの申請を受け、PTA役員会を開き、開催場所等の条件を鑑みて予算立てを行い、運営委員会での審議承認を以って執行する。また、臨時に学校及びPTA役員が生徒の活動に必要なと合議されたものに関しては、運営委員会の承認を得て執行する。※不可抗力等による物品の破損が生じ、活動が不可能となった場合

### 第5条

毎年、年度末に会計監査をPTA監査員と担当職員より受け、次年度のPTA総会で承認を得るものとする。

### 第6条

規約改正は、当年のPTA役員会・運営委員会の承認を得て、次年度のPTA総会の了承を得て変更する。

付則 この規約は、平成28年 4月23日より施行する。

この規約は、令和 3年 4月30日より施行する。

# 北九州市立沼中学校父母教師会

## 売店事業管理運営規約

### 第1条 事業の管理責任

- (1) 売店事業は、父母教師会が管理運営を行う。
- (2) 売店の業務内容に関して、父母教師会会長が監督する責任を持つ。
- (3) 学校内における管理指導は、父母教師会会長が学校長及び教頭に委託する。

### 第2条 業務内容

- (1) 会計業務に関して、収入・支出を、伝票・金銭出納帳により明確にする。伝票・現金出納帳・預金通帳を合致させる。
- (2) 預金通帳は売店、印鑑は学校が管理する。
- (3) P T A業務に関する事項は、父母教師会と相談する。
- (4) 日常業務は、学校と協力・協調する。
- (5) P T A総会に出席する。

### 第3条 会計監査

- (1) 監査は、父母教師会の会計監査が行う。

### 第4条 会計報告

- (1) 売店の会計報告は、P T A総会で行う。
- (2) 父母教師会会員は、売店事業従事者の立会いの下、売店の収支に関する書類を必要に応じて閲覧することができる。

### 第5条 その他

- (1) 規約にない売店に関する事項は、役員会に於いて協議決定します。

付則 この規約は、令和 2年 5月19日から施行します。